

資料3－10

「事業用自動車総合安全プラン2025」の 取組状況等について

(一社)全国個人タクシー協会近畿支部

近畿地域事業用自動車安全対策会議



KOJIN TAXI

安全輸送の取り組み

事業用自動車総合安全プラン 2025

一般社団法人 全国個人タクシー協会

全個協で

「個人タクシー事業における総合安全プラン2025」を策定

個人タクシーの事故削減目標値

- ① 毎年、乗客の死者数ゼロをめざします。
- ② 毎年、飲酒運転ゼロをめざします。
- ③ 令和7年までに死者数（第1当事者）
2人以下をめざします。
- ④ 令和7年までに重傷者数（第1当事者）
60人以下をめざします。
- ⑤ 令和7年までに人身事故件数（第1当事者）
540件以下をめざします。
- ⑥ 令和7年までに出会い頭衝突事故件数（第1当事者）
80件以下をめざします。

当面講すべき施策

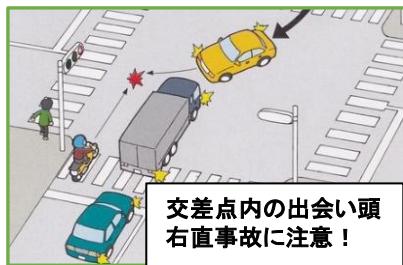
(1) 飲酒運転、ながら運転、あおり運転の撲滅

STOP!
飲酒運転

ながら運転



あおり運転

(2) 健康診断
脳MRI健診等
の受診(3) タクシーの特徴的な
事故の対応交差点内の出会い頭
右直事故に注意！

路上横臥者に注意！

(4) 高齢歩行者の行動特性に
配慮した安全走行の励行

歩行者が横断しようとしているときは、手前で一時停止。
特に高齢歩行者は、車の接近に気づかないか車が停止すると考え横断してきます。



乗車中はシートベルトを
着けてください
Please fasten your seatbelt
请您系好安全带
안전 벨트를 착용해주세요



近畿支部

各年1月～12月

県	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
近畿 支部	276	290	240	225	217	127	121	119	148	116
大 阪	175	181	145	130	129	75	70	62	94	68
京 都	54	60	33	42	30	26	18	22	22	24
兵 庫	43	36	55	47	50	25	27	31	29	22
奈 良	4	5	5	2	2	1	2	3	2	0
滋 賀	0	3	1	2	3	0	2	0	0	0
和歌山	0	5	1	2	3	0	2	1	1	2
死亡事故	0	0	0	1	2	0	0	0	2	1

資料：警察庁

個人タクシー事業における総合安全プラン2025近畿支部

令和3年6月3日 令和3年度第1回幹事会において策定
一般社団法人全国個人タクシー協会 近畿支部
(令和5年11月9日一部改正)

I. 個人タクシー事業にかかる事故等削減目標

- 毎年、乗客の死者数ゼロをめざします。
- 令和7年までに死者数（第1当事者）ゼロをめざします。
- 令和7年までに重傷者数（第1当事者）14人以下をめざします。
- 令和7年までに人身事故件数（第1当事者）100件以下をめざします。
- 毎年、飲酒運転ゼロをめざします。
- 令和7年までに出会い頭衝突事故件数（第1当事者）19件以下をめざします。

各年人身事故（第1当事者）削減目標及び実績

年	基準年 令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	最終年 令和7年	削減合計
目標	—	120	115	110	105	100	△25
実績	125	118	119	144	117		

II. 目標の達成に向けて当面講すべき施策

1. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

（1）飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応

① 飲酒運転撲滅の啓発

講習会・全国個人タクシー協会が発行する機関紙「全個協」・交通安全運動におけるチラシ配付等により、飲酒運転撲滅について啓発します。

② アルコールチェッカーの装備・使用・確認の徹底

各所属団体等において、事業者に対してアルコールチェッカーの装備・使用・確認の徹底を指導します。

（2）「ながら運転」の増加への対応

① 運転中の携帯電話・スマートフォン使用禁止の啓発

講習会・全国個人タクシー協会が発行する機関紙「全個協」・交通安全運動における

配付等により、運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止について啓発します。

(3) 社会的関心の高まる「あおり運転」への対応

① あおり運転防止等の啓発

講習会・全国個人タクシー協会が発行する機関紙「全個協」・交通安全運動におけるチラシ配付等により、あおり運転防止と、あおり運転を受けたときの対応等について啓発します。

2. I C T、自動運転等新技術の開発・普及促進

(1) 自動車の先進安全技術の更なる普及

① A S V 機能装着車両の導入促進

先進安全技術を搭載した車両への代替え促進のための新技術の情報提供を行います。

② ドライブレコーダーの導入促進

安全対策の推進のためドライブレコーダーの導入を促進します。

3. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

(1) 高齢歩行者の死傷事故への対応

① 高齢歩行者の行動特性に配慮した安全走行の励行

講習会・全国個人タクシー協会が発行する機関紙「全個協」・交通安全運動におけるチラシ配付等により、高齢歩行者の行動特性等の情報提供を行い、安全走行について注意喚起します。

(2) 高齢運転者事故への対応

① 高齢事業者等の安全講習会の実施

各団体において、高齢事業者等に対する安全指導等を内容とする講習を行います。

② 所属団体内における事業者の運転・健康状態のチェック体制の確立・実施

所属団体事業者の運転状況や健康状態について、所属団体長、安全運行指導員、事務職員などが一体となってチェックし指導する体制を確立し実施します。

③ 健康管理に係るマニュアルの周知

国が作成した健康管理に係るマニュアル等を周知徹底します。

4. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全対策の強化

(1) タクシーの特徴的な事故への対応

①業界全体での事故情報の共有

年間の個人タクシーの事故発生状況を各団体へ報告するほか、重大事故等が発生した場合は、事故概要・原因等を迅速に報告し注意喚起します。

また、国土交通省が発行するメールマガジン「事業用自動車安全通信」を積極的に活用します。

②「近畿地域事業用自動車安全対策会議」への積極的参画

近畿運輸局に設置された「近畿地域事業用自動車安全対策会議」に積極的に参画し情報収集をするとともに、会員での安全対策の取り組みの見直し強化を図ります。

また、近畿支部において「支部安全プラン」の見直し・策定をし、支部・会員・所属団体が一体となって推進します。

③各団体での事故削減目標の明確化

会員・所属団体において、近畿支部の策定した事故削減目標に基づき、削減目標を明確にします。

④交通安全運動の実施

継続して全国個人タクシー協会主催の「交通安全運動」(毎年9～10月の2ヵ月間)に参加します。

⑤車両の点検整備の徹底

車両の点検整備、運行に際しての日常点検整備を徹底します。

⑥追突事故・出会い頭衝突事故防止の啓発

タクシーの特徴的な事故である追突事故・出会い頭衝突事故について注意喚起し啓発します。

⑦ 路上横臥轢過事故防止の励行

特に深夜における路上横臥轢過事故について注意喚起を行い、早期発見、轢過事故防止に努めます。

⑧早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行

薄暮時の早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行について啓発します。

⑨ 車内事故防止対策の徹底

「シートベルト着用」ステッカーを貼付し、乗客にシートベルト着用を促します。また、「防犯カメラ設置」等について利用者の理解を求める等、車内事故防止対策を徹底します。

⑩マスターズ制度の適正運用とPR活動

安全性やサービス水準について評価・認定する優良個人タクシー事業者認定制度（マスターズ制度）の適正運用を図り、利用者へのPR活動を通じて、利用者が選択するために必要な安全情報等を提供します。

⑪ポスター、機関紙等による広報、啓発

講習会・全国個人タクシー協会が発行する機関紙「全個協」・交通安全運動におけるチラシ配付・ポスター掲示等により、タクシーの特徴的な事故等について情報提供し啓発します。

（2）健康に起因する事故の増加への対応

①健康診断の受診と健康管理等の徹底

会員団体・所属団体において健康診断の確実な受診を推進し、事業者の健康管理の徹底に取り組みます。また、事業者研修会等において日常の健康管理のあり方や生活習慣についての講習内容を取り入れ啓発します。

（3）運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化

①安全マネジメントの周知・徹底

輸送の安全性の向上に努めるよう、周知徹底を図ります。

②NASVAの活用、安全マネジメント講習

NASVAの一般講習、適性診断、安全マネジメント関係講習会等の活用を推進します。

③安全運行指導員による活動

全国個人タクシー協会より認定された安全運行指導員が、事業者に対して最新の情報提供が行えるよう全国個人タクシー協会作成の「安全運行指導員だより」を各所属団体、安全運行指導員あてに配付し周知徹底します。

④交通安全意識高揚のための表彰制度の活用

全国個人タクシー協会による交通安全運動における優秀団体表彰や警察によるセーフティドライバーコンテスト等外部の表彰制度の活用も含め、交通安全意識の高揚に努めます。

（4）初任、経験不足運転者等への適切な指導監督

①新規事業者講習会の実施

各団体において新規事業者を対象とした講習会を開催し、安全研修・営業研修・接客サービス研修等を実施します。

5. 激甚化・頻発化する災害への対応

(1) 災害時緊急輸送業務の協定

①各団体において、地方自治体・警察と災害時緊急輸送業務の協定を行い、地方自治体等からの要請に応じて、災害時に円滑な緊急輸送業務に協力します。